

NGNの県間接続料に関する当面の方向性(案)

平成30年1月23日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

1. NGNの県間通信用設備(以下単に「県間設備」という。)(※1)は第一種指定電気通信設備に指定されていないが、現状において、例えばIPoE方式によりNGNと接続する場合(※2)は、相互接続点(POI)が東京及び大阪に限定されているため、東京・大阪以外のNGNの利用者向けにサービスを提供する場合において不可避免的に県間設備を経由することとなり、第一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとなる。
 - ※1 県間伝送路及びこれと一体として利用される県間中継ルータを含む。
 - ※2 優先パケット関係機能を利用するサービスなどで全区間の利用者料金を接続事業者が設定する場合だけでなく、インターネット接続サービスなどで接続事業者とNTT東日本・西日本がそれぞれの区間について個別に利用者料金を設定する形態(いわゆるぶつ切り料金)の場合も、県間設備の部分の費用は接続事業者の負担として設定されている。
2. また、将来において、PSTNからIP網への移行に伴い電話設備についてIP網同士の接続が行われる場合のPOIの設置場所は東京・大阪の2箇所であることが事業者間で確認されている(POIの追加設置は排除されない)が、この場合についても、東京・大阪のPOIから東京・大阪以外のNTT東日本・西日本の光IP電話又はメタルIP電話の利用者に着信する場合は、不可避免的に県間設備を経由することとなり、第一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとなる。
3. 本研究会では、既に第一次報告書(平成29年9月)において、県間設備との接続は、地域設備との接続と同じタイミング、手続で行われる必要があるため、その手続を指定約款(認可対象である第一種指定電気通信設備接続約款)において統一的に記載事項とすべき旨を提言したところである。また、県間設備との接続においてNTT東日本・西日本に支払われる金額(以下「県間接続料」という。)については、NTT東日本・西日本から「公平性や一定の透明性を確保するための自主的取組みを検討する考え」が示されたところであるので、現時点では指定約款の記載事項とはせず、まずはNTT東日本・西日本による適正性・公平性・透明性を確保する取組を総務省からNTT東日本・西日本に依頼し、その取組状況について注視し、見直すべき点がないか検証を行うこととしたところである。
4. 本研究会では、その後、第10回会合(平成29年12月22日)においてNTT東日本・西日本から県間接続料に関する当該取組の状況について聴取し、併せて接続事業者側からも関連する意見を聴取し、また、続く第11回会合(平成30年1月23日)においても検討を行った。その結果、本資料のとおり、当面の間の方向性を提示するに至ったものであり、これを踏まえ、関係事業者及び総務省において、適切な取組が行われることを期待するものである。
5. 本件については、引き続きフォローアップ事項とし、年度明けにも、改めて状況を検証することとする。

6. 優先パケット関係機能の利用に伴い負担が必要となる県間接続料の水準については、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)とNTT東日本・西日本の間で協議が続けられてきた。
7. 本件について、総務省において協議等の状況を検証したところ、おおむね次のとおりであった。(詳細は次頁)
 - (1) 2016年4月～5月に優先パケット関係機能の利用に関しては双方合意し、ソフトウェア開発契約を締結。NTT東日本・西日本において所要の開発に着手。
 - (2) 2017年5月に県間接続料(単金額)がNTT東日本・西日本から提示され、ソフトバンクはこれについて県間通信用設備構築に要する費用を自ら試算することによる検証を開始。当該検証のためソフトバンクの求めに応じNTT東日本・西日本から需要等の情報を提供。
 - (3) 検証の結果ソフトバンクの試算値とNTT東日本・西日本の提示した金額の間に数倍程度の差が判明し合意できず。
 - (4) 今後の進め方について、ソフトバンクはこれ以上の事業者間協議はお互いに困難であると懸念しているところ、NTT東日本・西日本からソフトバンクに対し、更に踏み込んだ形での二者間協議を進めていきたいとの打診があり、両社で継続協議を実施している状況。
8. 本研究会においては、ソフトバンクから、独自に試算した費用総額に基づく水準とNTT東日本・西日本が協議の過程で同社に提示した水準の間に数倍の開きがあるとし、その差の要因として想定される設備の仕入れ価格、ネットワーク構成及び設備収容ポリシーに関する情報の交換が事業者間協議では困難であるとする意見があった。
9. 上記8. の意見について、NTT東日本・西日本からは、これまでソフトバンクに県間接続料水準の検証が可能となるような情報を提供してきたが、「数倍」の水準差を検証する前提となる設備構成や設備量等についても情報交換していきたいと考えており、今後とも事業者間で合意に向けて努力を続けていきたいとの意見があった。

時期	内容
2017年5月16日	NTTからSBに対し、県間接続料を提示
2017年5月18日	SBからNTTに対し、提示された県間接続料の検証のため、「県間伝送路の仕入れ値」及び「需要」の提示を依頼
2017年6月1日	<p>NTTからSBに対し、県間接続料の算定の考え方(※)を提示。 また、「県間伝送路の仕入れ値」は回答困難だが、提示済みの県間接続料から県間伝送路の仕入れ値を踏まえた原価を推計する方法(県間接続料×需要＝原価)を提案。「需要」は提示可能と回答</p> <p>※ 構成員限り</p> <p>SBからNTTに対し、需要提示を要望</p>
2017年6月23日	NTTからSBに対し、「優先転送の県間接続料に係る需要」を口頭回答(2017年7月12日にNTTからSBに対し文書で正式回答)
2017年8月7日	<p>SBからNTTに対し、検証の結果、試算値と大きな乖離があるとの意見提示(乖離幅は、)。 構成員限り</p> <p>また、乖離が発生していると想定される『県間のポート実績トラヒック比』『ピークトラヒック』について提示を要望</p>
2017年9月1日	<p>NTTからSBに対し、「県間伝送路のポート実績トラヒックに占める優先転送トラヒックの割合」を口頭回答。</p> <p>SBからNTTに対し、「原価は創設費の程度で算出しているが齟齬はないか」との質問あり(2017年9月22日にNTTでも齟齬がないことを確認)</p> <p style="text-align: center;">構成員限り</p>
2017年9月7日	NTTからSBに対し、「県間伝送路に係るピークトラヒック」を電話回答
2017年9月15日	<p>NTTからSBに対し、検討状況を電話確認したところ、</p> <p>SBからNTTに対し、現時点の状況を電話回答(検証の乖離幅は縮まったが、双方にてこれ以上の情報開示が困難と思われ、検証ができないことから合意するのは厳しそう)</p>
2017年9月22日	NTTからSBに対し、NTT側は建物や電柱等の関連設備も見ているが、SBがどこまでの資産を対象範囲としているか、SB試算の「資産の対象範囲」について電話にて質疑応答

時期	内容
2017年10月4日	<p style="text-align: right;">構成員限り</p> <p>SBからNTTに対し、「検証の乖離幅は縮まったが、依然として合意できない」と回答(SB試算値と[]の乖離あり)。また、「これ以上の検証は設備構築ポリシーの差を開示していくこととなり、お互いに困難と思われるので総務省等に入っていたくことでどうか」と打診</p>
2017年11月29日	<p>接続料の算定に関する研究会(第9回会合)において、SBから「NTTとの県間接続料の規模感についてギャップが生じているため、総務省において一度検証をお願いしたい」との主張</p>
2017年12月22日	<p>接続料の算定に関する研究会(第10回会合)において、SBから「NGN県間設備はIPoE方式のISP接続やQoS電話の提供において不可避免的に利用される一方、料金面では①非指定設備のため、コスト算定の根拠が不透明②NTT東西コスト負担は小さく、削減インセンティブが働きづらい、という2つの課題が存在」するため、「NGN県間伝送路の接続料について、第一種指定設備同様の適正性・公平性・透明性の確保(定期的なチェック)を要望」との主張</p> <p>接続料の算定に関する研究会(第10回会合)において、NTTから「相互理解を深めていくことは可能と考えており、当社は、今後とも、ソフトバンク殿との合意に向けて努力を続けていきたい」との主張 (⇒総務省において、次回研究会までにNTTとSBとの協議状況を整理<本資料>)</p>
2017年12月27日	<p>接続料の算定に関する研究会(第10回会合)でのNTTからの主張を踏まえ、NTTからSBに対し引き続き検証の乖離幅を更に縮小していくため、乖離が生じている主な要因を洗い出す方向で二者間協議を継続したい旨打診し、SB了承</p>
2018年1月12日	<p>NTTからSBに対し、乖離が生じている主な要因として、「ネットワークの冗長構成」「装置・伝送路以外の間接設備(電力設備や管路・とう道等)の料金算入範囲」「各県毎の伝送路の帯域の試算方法」が考えられると説明</p>
2018年1月19日	<p>NTTからSBに対し事前(2018年1月15日)に送付した「各項目に関する確認事項(ネットワーク冗長構成、間接設備の原価範囲、各県毎の伝送路の帯域についての試算方法、過年度装置を踏まえた試算)」について、意見交換</p>

10. こういった中で、NTT東日本・西日本から、県間接続料の適正性・公平性・透明性を確保する取組について、次のとおり説明があった。

(1) 透明性及び公平性については、ISP事業者等との接続で利用する「IP通信網県間区間伝送機能」及び「IP通信網県間区間回線管理機能」の接続料を、自主的に非指定約款(※)に規定し、公表することによって、どの事業者においても同等の条件で接続することができることを定めることで、確保している。

※ 非指定電気通信設備との接続に関する契約約款

(2) 適正性については、非指定約款を公表することで接続事業者(新たな接続を開始する場合を含む。)が県間設備の料金・提供条件の内容や設定方法等について問合せ・確認・要望を行うことが可能となっているところ、そうした問合せ等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、県間接続料が適正なものであることを理解していただくよう努めているところ。

11. これに対し、ソフトバンクからは、8. のとおり、県間接続料の水準を巡って協議が難航しているとの意見に加え、県間設備の費用の算定の根拠が不透明であり、またNTT東西の負担が小さく削減インセンティブが働きづらいと考えられるため、県間接続料について第一種指定電気通信設備と同様の適正性・公平性・透明性の確保を要望するとの意見が表明された。

12. これに関し、KDDIからは、コストにかかわらず高額な県間接続料が設定された場合にはNGNを利用できなくなる事態が生じ得るものであり、現状の規律ではNGNとの円滑な接続を確保することが困難であるため、県間接続料も指定約款の記載事項として、事前の規律(※)の対象とすべき(ルール化)との意見が表明された。

※裁定方針に基づき、裁定の申請があった場合は適正な原価・利潤が基本となる事後規律は存在するが、それでは協議や裁定に時間を要するため不十分との意見

13. 以上から、現状では、県間接続料の扱いについては、次のとおり総括することが適当と考えられる。
14. 透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日本・西日本では、非指定約款に規定してこれを公表し、接続事業者
に同等に適用することとしており、これが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。
(NTT東日本・西日本と接続事業者の間の公平性については、この限りでない。)
15. 他方で、適正性については、次のとおりと考えられる。
16. 第一に、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間の協議においては、原価は県間接続料に需要を乗じたものとされており、また、
その原価を推計するためのデータの提供がなされるといった対応が認められ、その限りでは、適正性を確保しようという方向性
の中で協議が行われていることは確認できる。
17. 第二に、上記の協議について、これ以上の事業者間協議はお互いに困難であるといった懸念もソフトバンクから出されている
が、他方で、NTT東日本・西日本からは、相互理解の余地がある旨の見方が示されている。これに関して、10. (2)のNTT東日本・
西日本の意見は、接続料を記載した約款を公表して問合せ対応等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで適正性を確
保していくとのことだが、これは、説明さえ行えば適正性は確保されると受け止められる余地がある。また、現時点における協議の
状況を踏まえると、県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えない。
18. 以上から、県間接続料の適正性が事業者間協議を通じて十全に確保されるのか、現状では見通しが得られているとは言えな
いが、協議の努力が行われ、実際にそのプロセスの中にはあるため、まずは当研究会でも今後の協議状況を注視することが適当
である。しかしながら、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に県間設備を経由し第一種指定電気通信設備との
一体的な利用が行われる場合における適正性・公平性・透明性の確保は特に重要であると考えられるため、現在行われているの
は一部の当事者間における協議だが、この状況を見つつ、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討して行く
必要がある。